

議案第113号

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中「170円」を「200円」に、「160円」を「190円」に改め、同表2の表中

「

|        |         |         |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 3,090円 | 5,150円  | 5,150円  | 8,240円  | 10,300円 | 13,390円 |
| 6,180円 | 10,300円 | 10,300円 | 16,480円 | 20,600円 | 26,780円 |
| 7,740円 | 12,900円 | 12,900円 | 20,640円 | 25,800円 | 33,540円 |

」を

「

|        |         |         |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 3,690円 | 6,150円  | 6,150円  | 9,840円  | 12,300円 | 15,990円 |
| 7,380円 | 12,300円 | 12,300円 | 19,680円 | 24,600円 | 31,980円 |
| 9,240円 | 15,400円 | 15,400円 | 24,640円 | 30,800円 | 40,040円 |

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市隼人農村環境改善センターの使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。